

池島枝管（三十間堀橋）外600mmその他配水管塗替補修工事

特記仕様書の一部に記載漏れがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正
<p>特記仕様書 P6 23. 産業廃棄物の処理 について</p>	<p>る場合がある。</p> <p>(2) 塗装工 塗装工は、清掃、素地調整を行った後、管厚調査により健全性の確認を行い、下塗りを施工する。素地調整後（ケレン後）において、管体以外で劣化が見受けられる箇所については、写真撮影を行い監督員まで報告を行うものとする。なお、塗装仕様は図面に記載のとおりとするが、吊り部材等の塗装範囲については施工前に確認を行うこと。塗装施工前には、作業に支障となる雑草などの除去を行うものとする。</p> <p>(3) 仮設工 仮設工は、塗料の飛散、工具の落下を防ぐための防護（シート張り等）を行うこと。橋梁点検車や高所作業車を使用して作業する場合においても、飛散対策・落下養生を行うこと。</p> <p>(4) 管厚調査（修繕検討含む） 超音波測定器により、ケレン後の本管について管厚測定を行う。調査対象は劣化が疑われる箇所についてのみ行うものとし、調査要領は WSP081-2020「鋼管路の更新診断マニュアル（診断から劣化調査・補修まで）P42 3.2 当て板補修溶接の適用に関する確認事項」に記載のとおりとする。 管厚測定により、管外面からの溶接が可能な場合は、劣化箇所の状況に応じて当て板の形状を検討する。また、管外面からの溶接が困難な場合は、メカニカル継手（割継ぎ輪）による修繕を検討するものとするが、いずれの場合においても、監督員との協議により修繕方法を決定するものとする。</p> <p>21. 施工に際しての留意事項について（各橋梁別） (1) 新福崎橋 当該水管橋は上水（φ450、2条）及び工水（φ300、1条）で構成されるが、本工事の施工範囲は上水部と補剛部材のみであるため、留意すること。</p> <p>22. 週休2日工事（受注者希望方式）について 仕様書の各規定に加え、別添「週休2日工事に関する特記仕様書（受注者希望方式）」を参照しなければならない。</p>	<p>る場合がある。</p> <p>(2) 塗装工 塗装工は、清掃、素地調整を行った後、管厚調査により健全性の確認を行い、下塗りを施工する。素地調整後（ケレン後）において、管体以外で劣化が見受けられる箇所については、写真撮影を行い監督員まで報告を行うものとする。なお、塗装仕様は図面に記載のとおりとするが、吊り部材等の塗装範囲については施工前に確認を行うこと。塗装施工前には、作業に支障となる雑草などの除去を行うものとする。</p> <p>(3) 仮設工 仮設工は、塗料の飛散、工具の落下を防ぐための防護（シート張り等）を行うこと。橋梁点検車や高所作業車を使用して作業する場合においても、飛散対策・落下養生を行うこと。</p> <p>(4) 管厚調査（修繕検討含む） 超音波測定器により、ケレン後の本管について管厚測定を行う。調査対象は劣化が疑われる箇所についてのみ行うものとし、調査要領は WSP081-2020「鋼管路の更新診断マニュアル（診断から劣化調査・補修まで）P42 3.2 当て板補修溶接の適用に関する確認事項」に記載のとおりとする。 管厚測定により、管外面からの溶接が可能な場合は、劣化箇所の状況に応じて当て板の形状を検討する。また、管外面からの溶接が困難な場合は、メカニカル継手（割継ぎ輪）による修繕を検討するものとするが、いずれの場合においても、監督員との協議により修繕方法を決定するものとする。</p> <p>21. 施工に際しての留意事項について（各橋梁別） (1) 新福崎橋 当該水管橋は上水（φ450、2条）及び工水（φ300、1条）で構成されるが、本工事の施工範囲は上水部と補剛部材のみであるため、留意すること。</p> <p>22. 週休2日工事（受注者希望方式）について 仕様書の各規定に加え、別添「週休2日工事に関する特記仕様書（受注者希望方式）」を参照しなければならない。</p> <p>23. 産業廃棄物の処理について 産業廃棄物の処理における電子マニフェストの使用について別紙一2「産業廃棄物の処理に関する特記仕様書」を参照しなければならない。また、紙マニフェストを使用する場合は様式Ⅰ～Ⅱを作成し監督員に提出しなければならない</p>

訂正箇所	誤	正
特記仕様書 P19	/	<div data-bbox="2011 432 2114 464" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙-2</div> <p data-bbox="1603 507 1895 528" style="text-align: center;">産業廃棄物の処理に関する特記仕様書</p> <p data-bbox="1384 587 2119 703">第1条 本工事で発生した産業廃棄物の処理を委託する場合にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「振興センター」という。ホームページアドレス：https://www.jwnet.or.jp）が運営する「情報処理センター」への登録（電子 manifests の使用）により行うものとする。ただし、電子 manifests を用いた産業廃棄物の処理が困難な場合として別途定めるときに該当するときはこの限りではない。</p> <p data-bbox="1384 762 2119 879">第2条 受注者は、産業廃棄物の処理に先立ち、自ら及び委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者において、電子 manifests を使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類（振興センターが発行する電子 manifests の加入証又は産業廃棄物収集運搬業者もしくは産業廃棄物処分業の優良認定を受けたことを証する許可証、特別管理産業廃棄物の場合も同じ）の写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="1384 938 2119 983">第3条 第1条に規定する電子 manifests を用いた産業廃棄物の処理が困難な場合は、次に定めるときとする。</p> <ul data-bbox="1429 1018 2119 1134" style="list-style-type: none">(1) 電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙 manifests を交付しなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるとき。(2) 設計上発生することが想定されていない種類の産業廃棄物が発生し、紙 manifests を交付しなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるとき。 <p data-bbox="1384 1193 2119 1286">第4条 前条に規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙 manifests を交付しなければならない場合には、事前にその旨及び紙 manifests の交付により産業廃棄物の処理を行う期間、対象となる産業廃棄物の種類、排出予定数量を書面で報告し、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p data-bbox="1384 1345 2119 1422">第5条 前条の規定により、監督員の承諾を得て紙 manifests の交付により産業廃棄物の処理を行う場合において、第3条に規定する事象が解消された場合は、速やかに電子 manifests を用いて産業廃棄物の処理を行い、その旨、書面で監督員に報告を行うものとする。</p>

訂正箇所	誤	正
<p>特記仕様書 P20</p>		<p style="text-align: right;">様式 - I</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様 (受注者)</p> <p style="text-align: center;">紙manifestoの交付に関する承諾願 (第 回)</p> <p>次の理由により産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第3条の規定に該当し、電子manifestoを用いた産業廃棄物の処理が困難なため、紙manifestoの交付について承諾願います。</p> <ol style="list-style-type: none">1 工事名称 ()2 工 期 (令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)3 理由 (該当項目に✓)<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ① 電気通信回線の故障 (故障内容)<input type="checkbox"/> ② 天災などやむを得ない事由 ()<input type="checkbox"/> ③ 設計上発生することが想定されていない産業廃棄物 () が発生し、かつ紙manifestoを交付しなければ産業廃棄物の処理ができない。4 添付書類 (様式自由、該当項目に✓)<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、天災による被災状況を記載した書類 (例: 故障写真、被災写真、気象データ、修理見積等の電子manifestoを使用できない状況を確認できる書類)<input type="checkbox"/> 紙manifestoを交付しなければ産業廃棄物の処理ができない理由書5 対象となる産業廃棄物の種類、排出予定数量 (種類: 、排出予定数量:)6 紙manifestoを交付しなければ産業廃棄物の処理ができない期間 (令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

訂正箇所	誤	正
特記仕様書 P21	/	<p style="text-align: right;">様式-II</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様 (受注者)</p> <p style="text-align: center;">紙マニフェストの交付に関する報告書 (第 回)</p> <p>産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第3条に規定する事象が解消されたため、第5条の規定により次のとおり電子マニフェストの使用再開について報告します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 工事名称 ()2 工 期 (令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)3 解消された事象 (該当項目に✓) <input type="checkbox"/> ① 電気通信回線の故障 (故障内容) <input type="checkbox"/> ② 天災などやむを得ない事由 () <input type="checkbox"/> ③ 設計上発生することが想定されていない産業廃棄物 () が発生し、かつ紙マニフェストを交付しなければ産業廃棄物の処理ができない。4 対象となる産業廃棄物の種類 ()5 電子マニフェスト使用再開日 (令和 年 月 日)6 紙マニフェストを交付した排出量と集計書 ()7 紙マニフェストを交付した期間 (令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)